資料３

流域水害対策計画の基本的考え方

令和４年１１月３０日

国土交通省　北上川下流河川事務所

３）吉田川 特定都市河川の指定に向けた流れ（予定）再掲

第3回吉田川流域治水部会

報告

鳴瀬川等・
北上川下流等
流域治水協議会

自治体の意向確認

指定に関する上申
（東北地方整備局長→国土交通大臣）

特定都市河川指定にあたっての法定意見聴取
（国⇒県・市町村など）

特定都市河川の指定の告示

R4年度末目標

吉田川　流域水害対策協議会（仮称）　設置

流域水害対策計画の作成と計画に基づく事業実施

2）特定都市河川指定区間および特定都市河川流域（案）　再掲

・吉田川流域内の1級河川を特定都市河川に指定する。吉田川自然流域を特定都市河川流域に指定する。
・高城川流域内の2級河川を特定都市河川に指定する。高城川自然流域を特定都市河川流域に指定する。

指定河川（案）

吉田川流域
204 吉田川
205 堤川
206 味明川
207 滑川
208 身洗川
210 五輪沢川
209 苗代沢川
211 西川
212 小西川
213 明石川
214 長柴川
215 板坂川
216 善川
217 奥田川
260 荒屋敷川
218 埋川
219 沓掛川
220 焼切川
259 楳田川
221 竹林川
222 宮床川
223 小野川
224 明通川
225 洞堀川
226 南川
227 萩ヶ倉川

高城川流域
39 高城川
41 新川
42 田中川
43 穴川
40 鶴田川
44 広長川
45 深谷川
46 大迫川
47 小迫川
48 新堀川

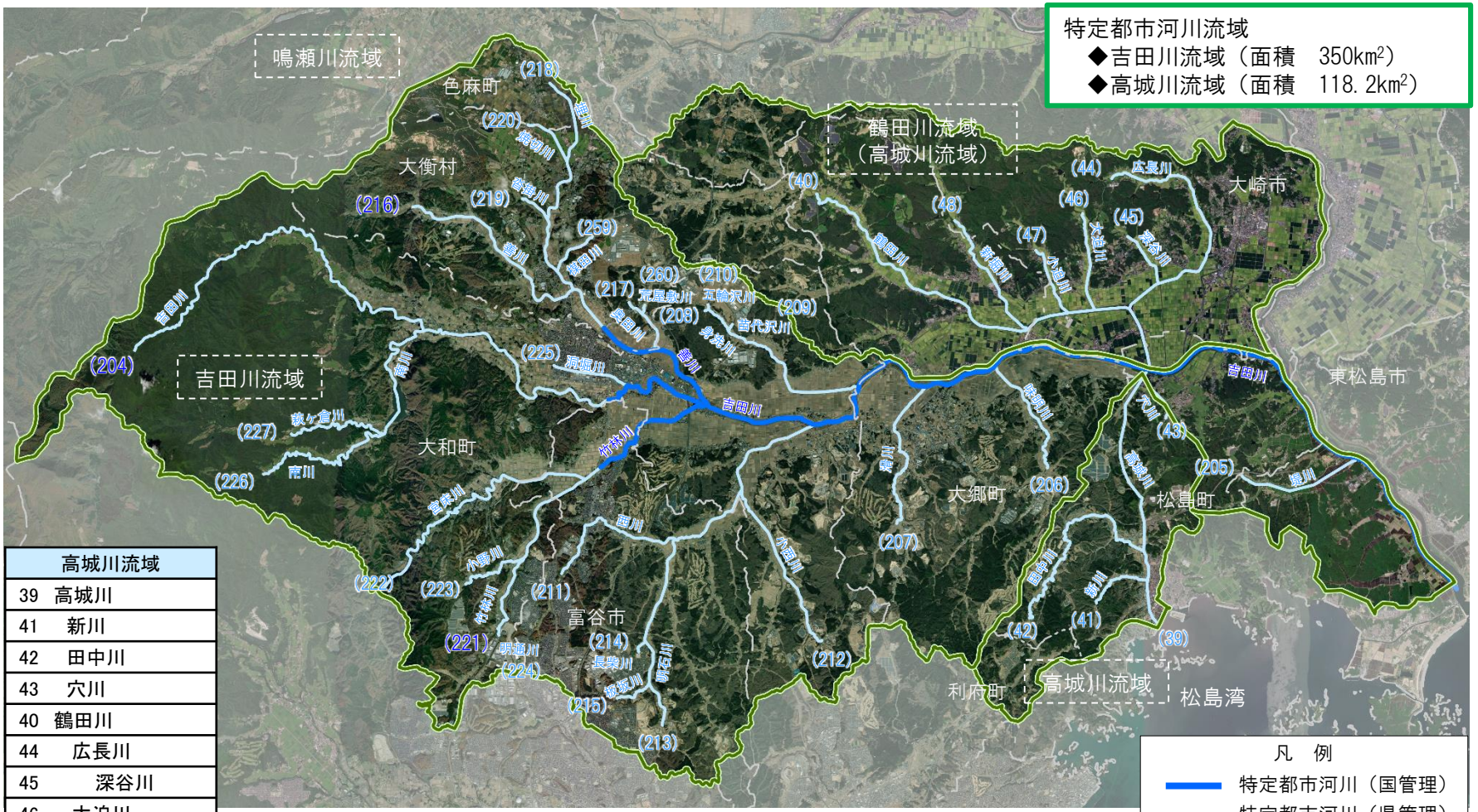

特定都市河川・特定都市河川流域　指定（案）

（１）流域水害対策計画記載事項

※ 表内赤文字は法改正による変更・追加事項

旧法	改正法	備　考
	一　**計画期間**	概ね20～30年間が目安
一　特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	二　特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	対策の基本的な考え方
二　特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	三　特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	計画対象降雨 （降雨量と降雨波形）
	四　**前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（都市浸水想定）**	計画対象降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水深 （内外水一体型氾濫解析モデル）
三　特定都市河川の整備に関する事項	五　特定都市河川の整備に関する事項	目標流量等の基本的な諸元、及び堤防等の主要施設の配置等
四　特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	六　特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	河川管理者が整備する施設
五　下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（汚水のみを排除するためのものを除く。）	七　下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（汚水のみを排除するためのものを除く。）	特定都市下水道の排水区域、排水区毎の河川への放流量・雨水貯留浸透量
六　特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	八　特定都市河川流域において**河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備**その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項**【※ 緑地に関する施策に関する事項を記載可】**	雨水貯留浸透施設，校庭貯留，ため池の活用，保水・遊水機能を有する土地の保全，雨水浸透阻害行為の許可等
	九　**雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項**	民間事業者等が整備する施設の認定の基本的な考え方等
七　下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設（河川に下水を放流するためのものに限る。）の操作に関する事項	十　下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設（河川に下水を放流するためのものに限る。）の操作に関する事項	基本的な運用調整の方針、連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知
	十一　**第四号（都市浸水想定）の区域における土地の利用に関する事項**	土地の利用について留意すべき事項及び土地利用の方向性に応じた対策
	十二　**貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針**	前項を踏まえた，それぞれの区域の指定の考え方等
八　浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	十三　浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	想定最大規模降雨による浸水想定区域に基づくﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ作成，防災教育等
九　全各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	十四　前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	

（２）流域水害対策計画の骨子（大和川の事例）

※ 表内赤文字は法改正による変更・追加事項

大和川目次構成		改正法
第1章	特定都市河川流域の現状と課題	
第1節	特定都市河川流域と特定都市河川、特定都市下水道の概要	
第1項	特定都市河川流域の概要	
第2項	特定都市河川の概要	
第3項	特定都市下水道の概要	
第2節	過去の浸水被害の状況	
第3節	総合治水対策	
第1項	総合治水対策の沿革	
第2項	総合治水対策の状況	
第3項	特定都市河川流域における現状の課題	
第2章	特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	
第1節	基本的な考え方	二　特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
第2節	計画期間	一　計画期間
第3節	計画区域	
第4節	特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	三　特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
第3章	都市浸水想定	四　前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（都市浸水想定）
第4章	特定都市河川の整備に関する事項	五　特定都市河川の整備に関する事項
第1節	河川工事の目的、種類及び施行の場所	
第1項	国が行う河川の整備	
第2項	県が行う河川の整備	
第5章	特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	六　特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
第6章	下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項	七　下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（汚水のみを排除するためのものを除く。）
第7章	特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	八　特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項【※ 緑地に関する施策に関する事項を記載可】
第1節	雨水貯留浸透施設	
第2節	ため池の治水利用	
第3節	水田貯留	
第4節	既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全	
第5節	雨水貯留浸透阻害行為の許可等	
第8章	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	九　雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
第9章	下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項	十　下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設（河川に下水を放流するためのものに限る。）の操作に関する事項
第1節	基本的な運転調整の方針	
第2節	連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知	
第10章	都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項	十一　第四号（都市浸水想定）の区域における土地の利用に関する事項
第11章	貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	十二　貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
第1節	貯留機能保全区域の指定の方針	
第2節	浸水被害防止区域の指定の方針	
第12章	浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	十三　浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
第1節	リスクコミュニケーションの充実	
第2節	大規模氾濫に関する減災対策	
第3節	洪水時及び発災時の情報収集・伝達	
第13章	その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	十四　前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項
第1節	既存ダムの洪水調節機能強化	
第2節	計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応	
第3節	流域水害対策計画の計画管理	

地域を“みず”から守る
～吉田川から全国へ～